

Ⅳ 平成25年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませますと、平成24年分についての給与の源泉徴収事務はすべて終了したことになります。

これからは、平成25年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

1 平成25年から変わる事項

1-1 復興特別所得税を源泉徴収することとされました。

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

(1) 源泉徴収すべき復興特別所得税の額と納付のしかた

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

源泉徴収した所得税と復興特別所得税は、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付してください。

納付の際には、納期等の区分の欄が「源泉所得税及び復興特別所得税」と表示された所得税徴収高計算書(納付書)を使用してください。

(2) 給与に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

毎月の給与や賞与については、平成25年分の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、納付します。

(注) 平成25年分の源泉徴収税額表は復興特別所得税を含んだ税額表に変更されていますので、平成24年分以前の源泉徴収税額表をご使用にならないようご注意ください。

なお、平成25年分の源泉徴収税額表は、税務署から配布するほか国税庁ホームページにも掲載しています。

(3) 年末調整

毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

詳しくは、平成25年分の年末調整を行う時期に配布する「平成25年分 年末調整のしかた」をご確認ください。

(4) 退職手当等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

イ 「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場合

退職手当等の支払を受ける人が、その支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合の退職手当等については、次の「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を利用して所得税と復興特別所得税の合計額を算出し、その算出した税額を徴収し、納付します。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（平成25年分）

課税退職所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)−(C))×102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A) × 5%) ×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 〳	10%	97,500円	((A) × 10% − 97,500円) ×102.1%
3,300,000円 〳 6,950,000円 〳	20%	427,500円	((A) × 20% − 427,500円) ×102.1%
6,950,000円 〳 9,000,000円 〳	23%	636,000円	((A) × 23% − 636,000円) ×102.1%
9,000,000円 〳 18,000,000円 〳	33%	1,536,000円	((A) × 33% − 1,536,000円) ×102.1%
18,000,000円 〳	40%	2,796,000円	((A) × 40% − 2,796,000円) ×102.1%

ロ 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった場合

退職手当等の支払を受ける人が、その支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合の退職手当等については、退職手当等の支払金額に20.42%を乗じた金額が源泉徴収すべき所得税と復興特別所得税の合計額となります。

(注) 退職手当等の源泉徴収につき、算出した所得税と復興特別所得税の合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(5) 報酬等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

次のとおり源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、納付します。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率} (\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額}^{(注)}$$

(注) 算出した源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率} (\%) = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率 (%)	5	10	20
合計税率 (%) (所得税率 (%) × 102.1%)	5.105	10.21	20.42

1-2 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

(1) 制度の概要

給与所得の金額は、原則、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じた一定の算式により算定することとされています。

(2) 改正の内容

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

【給与所得控除額（給与等の収入金額が1,000万円超の場合）】

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超 1,500万円以下	給与等の 収入金額 × 5% + 170万円	給与等の 収入金額 × 5% + 170万円
1,500万円超		245万円

※ 部分が改正された項目です。

1-3 特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。

(1) 制度の概要

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とすることとされています。

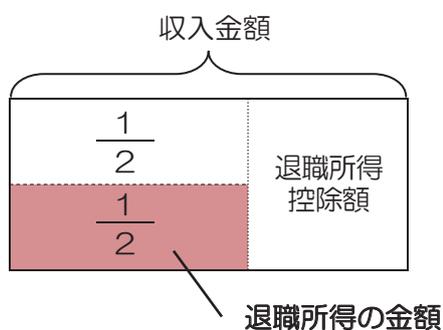
(2) 改正の内容

特定の役員等に対する退職手当等（特定役員退職手当等）に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。これにより、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。

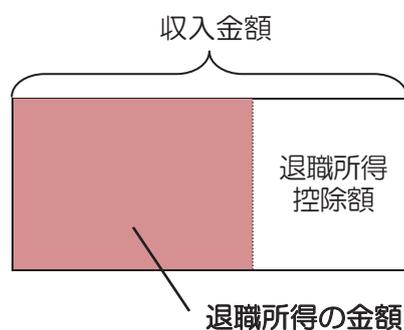
- (注) 1 「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
- 2 「役員等勤続年数」は、例えば、退職手当等の支払を受ける人がその支払者の下において退職の日まで引き続き勤務した場合には、その引き続き勤務した期間のうち、役員等（次に掲げる人をいいます。）として勤務した期間をいいます（役員等として勤務した期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げます。）。
- イ 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
- ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ハ 国家公務員及び地方公務員

【退職所得の金額】

○ 一般の退職手当等の場合



○ 特定役員退職手当等の場合



※ 特定役員退職手当等に対する源泉徴収について、詳しくは、国税庁ホームページに掲載する「特定役員退職手当等Q & A」を参照してください。

～ おしらせ ～ 特定支出控除が改正されました

特定支出控除について、その対象に、平成25年1月1日以後に支出する①弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、②一定の図書費、衣服費及び交際費（65万円を限度とします。）が追加されました。

これらの支出について給与所得者が特定支出控除を受けるためには、これらの支出が職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされる必要があります。

給与所得者から特定支出に関する証明についての依頼があり、その支出が職務の遂行に直接必要と認められる場合には、「特定支出に関する証明書」に所定の事項を記入等して給与所得者へ交付してください。

「特定支出に関する証明書」の様式やその記載要領は、平成24年12月末までに国税庁ホームページに掲載する予定です。

2 実務上の留意事項

2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書を給与の支払者（2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

ロ 給与の支払者は、「平成25年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配布しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

（注）一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

詳しくは「源泉徴収のあらまし」等を参照してください。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

（注）受理した「平成25年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

(2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「平成25年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

ロ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。

（注）上記（1）のロ（注）及びハ（注）については、「平成25年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の場合も同様です。

(3) 住民税に関する事項

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

上記(1)の扶養控除等（異動）申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」と統合した1枚の様式となっています。

給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」欄に年齢16歳未満の扶養親族を記載することになりますので、給与の支払者は、申告書を受理した場合には、「住民税に関する事項」欄の記載が正しく行われているかどうかを確かめてください。

（注）住民税に関する事項の問い合わせにつきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

2-2 源泉徴収簿の作成

(1) 給与の支払者において月々の給与に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、しかも、能率的に行うためには、一人一人から申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく帳簿が必要です。

そのため、税務署においては、その帳簿として源泉徴収簿を作成し、給与の支払者に配布していますので利用してください。

なお、この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成したのですが、給与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを利用して差し支えありません。

(2) 給与の支払を受ける各人ごとに、平成25年分の源泉徴収簿の次の各欄を記入します。

① 「所属」、「職名」、「住所」、「氏名」の各欄

② 「扶養控除等の申告」欄又は「従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄

③ 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄

④ 税額表の適用区分（左肩の「甲欄」、「乙欄」の表示）

(注) 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄には、平成24年分の所得税源泉徴収簿の「翌年において還付する金額^㉗」欄又は「翌年に繰り越して徴収する金額^㉘」欄の金額を転記します。